

# 吉凶判然意識の擡頭 — 殯を中心にして —

田沼 眞弓

はじめに

日本では、四十二代文武天皇崩御時（慶雲四（七〇七）年六月十五日）に初めて服喪期間が設定され、「凶服一月」となった。そして、その服喪を終えてから即位が行われ、「服喪と即位」の分離が志向されたのである。但し、殯期間は従来通りであった（一四五日間）ため、凶服・即位が終わっても御尊骸は未だ埋葬されていなかった。

これと同様のことは、同時代に対応する中国唐代皇帝の喪葬儀礼（六三五〜九〇四）にも見受けられる。

唐代皇帝の喪礼は、「崩御↓小斂↓大斂↓柩前即位↓殯↓小祥↓大祥↓禫祭↓啓殯↓埋葬」の順で行われる。柩前即位を終えて、禫祭（三年服喪・二十七ヶ月）を「以日易月」により二十七日目で終えても、殯は七ヶ月前後おこなわれるため御尊骸は埋葬されていないかった。「飯舍」に始まり「柩前即位」を経て「啓殯・埋葬」までの約七ヶ月間、皇帝は太極殿上の遺骸と共に喪葬儀礼を営んだのである。この殯期間は、唐代一貫して変わらない。

一方、日本の場合、初めて「服喪が設定」された文

武天皇崩御時を経て、次の、四十三代元明上皇崩御時（養老五（七二一）年十二月七日）には、殯期間が短縮され「七日」となり、従来の半年から数年にも及ぶ長期の殯はここに終焉した。以後、殯期間は極端に短縮され、崩御↓殯↓埋葬↓即位の順となる。即ち、殯を終え埋葬し服喪が終わると、「服喪終了大祓」後に「即位」が行われるようになった。但し、一年間は諒闇中であり、この間、「廢朝」「天皇親祭の祭祀停止」「宴飲・作楽・美服の禁止」がおこなわれた。そして、一年後の「諒闇終了大祓」をもって天皇喪礼は全て終わり日常へと戻っていったのである。

中国は、「以日易月」を小祥（十三ヶ月）・大祥（二十五ヶ月）・禫祭（二十七ヶ月）には適用するものの、「殯」には適用せず儒教の礼を遵守して、死者との共存を喪礼の中心に据えたのに対して、日本は、死者との共存を忌避して殯期間を短縮し服喪を設定した。喪葬・即位・祭祀の混在を避ける形で天皇の喪葬儀礼を体系化していったのである。本稿では「殯」を中心に、日・中喪葬儀礼の特質を考えてゆきたい。

## （一）古代天皇の喪礼の変遷

ここでは、古代天皇の喪葬儀礼の変遷を確認し、更に、桓武天皇崩御時の吉凶判然の姿を、儀礼を通して考察したい。

### （一）仲哀天皇〜光仁天皇

十九代允恭天皇は四十二年正月に崩じ、十月に長野原陵に埋葬された。『日本書紀』はこの十月を以て「葬礼畢れり」（安康天皇紀）と記載する。つまり、埋葬を以て喪葬儀礼の全てが終了したことになる。既に、本居宣長は「忌服は、から国をまねびたる、後の事也」（『玉勝間』卷四「人のうせたる後のわざ」と述べ、元々日本に「服喪」がなかったことを指摘した。故に、埋葬後服喪と云う考えはなく、凶服が設定されるようになるのは四十二代文武天皇崩御時（慶雲四（七〇七）年六月十五日）を待たねばならない。

この服喪のなかった時期は、埋葬前の殯期間中でも「即位・祭祀」等が併存して営まれていた。例えば、十四代仲哀天皇が九年二月六日に崩御すると、神功皇后と大臣武内宿祢は、天皇崩御を天下に知らせず密か

に豊浦宮で「无火殯斂」<sup>ほなしあがり</sup>を営んだ。「殯」の初見記事である。その後、新羅の役や応神天皇誕生後には庶兄の謀反があり、埋葬は二年九ヶ月後に行われた（「神功皇后紀」撰政二年十一月十八日）。この間、皇后は吉日を撰んで斎宮に入り、神主となって神々の教えのままに神祭りを行っている（「神功皇后紀」撰政前紀・仲哀天皇九年三月一日）。又、新羅外征のおりにも神祇を祭り、更に皇祖の御霊の助けによって勝利したという（「神功皇后紀」仲哀天皇九年四月）。先帝「殯」の最中に神祭りが並行して斎行されていたことが了解される。

次に、三十代敏達天皇が崩御すると、殯宮が広瀬に建てられた（「敏達天皇紀」十四年八月十五日）。この天皇の殯期間は長く五年八ヶ月にも及ぶ。その間、崩御した翌月の九月五日には用明天皇が即位し、同十九日に須加手姫皇女を伊勢神宮の日神奉斎者に決定した。この皇女は、「三十七年の間、日神の祀に奉る」（「用明天皇紀」即位前紀九月十九日）とある。この時から推古天皇の御世まで長期に渡る奉仕について、『日本書紀』下（日本古典文学大系・68・岩波書店・昭和四

十年・一五四頁・頭註（十八）は、「父用明が崩じても斎宮を退かなかつたのをみれば、古くは服喪ということはなかつたとする説もある」と註釈する（注解担当・黛弘道氏）。一方、三十一代用明天皇は、先帝の埋葬が未だ終らない二年四月二日に新嘗の祭（新嘗祭斎行の時期とは言い難い）を行ない、その日の内に病を得て四月九日に崩御した。その崩御から三ヶ月後の七月二十一日に用明天皇の埋葬を終え、翌八月二日に三十二代崇峻天皇が即位し、やがて崇峻天皇四年四月十三日に、やっと三十代敏達天皇の埋葬が終了したのである。

次に、三十四代舒明天皇が十三年十月九日に崩御すると、その九日後、東宮（のちの天智天皇）が誅を奏上し、先帝の皇后（皇極天皇）が翌年一月十五日に即位をした。やがて、舒明帝の埋葬が、その年の十二月二十一日に行われた。その間、皇極天皇は、雨乞いのための祈雨四方拜（『日本書紀』皇極天皇紀元（六四二）年八月一日）、更には「天皇新嘗御す。是の日に、皇子・大臣、各自ら新嘗す」（「同紀」元年十一月十六日）とあるように、天皇・皇子・大臣達も新嘗祭を行っ

たことがわかる。崩御から舒明天皇埋葬までの間に、用明朝とおなじく即位と祭祀が並存していたのであった。一方、皇極天皇が即位二年目に、生母の吉備嶋皇祖母命（吉備姫王）を看取った記事がある。「丁亥、薨りましぬ。………癸巳、天皇、皇祖母命の臥病したまひしより、喪を発すに至る及に、床の側を避りたまはずして、視養たてまつりたまふこと倦ること無し」（『日本書紀』皇極天皇二（六四三）年九月十一日・十七日）と。この記事について高取正男氏は、「発病から臨終にいたるまで、皇極天皇は生母のやすんでいる床に寝殿の帳台のもとから離れずに看病したというのである。………神を祭つて験のある巫女的資質の語られている皇極女帝が、にもかかわらず、生母の臨終を最後までみとどけたというのである。このことは、村上天皇が中宮安子の産褥を見舞うことなく、臨終にあたっては藏人を派遣し、自身はその報告を聞くだけで憂愁に沈んだのと、大きな相違といわねばならない。天皇はまつりごとをする人として神権政治の頂点に立つのはおなじでも、そこに要求される禁忌の内容は時代によって異なっていたといわざるをえない」と指摘

した（『神道の成立』平凡社・一九七九（昭和五十四）年・二四一～二四二頁、参照。以下「高取論文」と記す）。即ち、皇極天皇が生母を看取り「同殿」していたのも、吉凶混在時代の顕著な一例であり、それは皇極朝を以て終焉となる。つまり、祭祀と殯の混在は皇極朝までの特徴といえよう。

従来より、即位と埋葬の前後関係は、その時の政治的状況などから判断され流動的であった。それが、三十六代孝徳天皇崩御時（白雉五（六五四）年十月十日）からは、「崩御↓埋葬↓即位」の形に落ち着き、平安時代に至るまで一貫して「殯・埋葬」を終えてから「即位」をするようになる。但し、唯一の例外が、四十二代文武天皇崩御時（慶雲四（七〇七）年六月十五日）であった。即ち、この時はじめて「凶服期間」が設定されたのである。文武天皇は「拳哀三日・凶服一月」の遺詔を残し崩御した（『続日本紀』）。これに対して「哀しみを挙げ服を着る、もはら遺詔によりて之を行う」（慶雲四年六月十六日）とあり、遺詔に準じて喪礼が営まれた。そして、元明天皇は一ヶ月の服喪を終えた翌々日の七月十七日に大極殿に即位して、「服喪」と「即

「位」は時間的に峻別されたのである。ところが即位が終わっても、従来どおりの殯宮儀礼が存続しており、文武天皇の遺骸は未だ埋葬されていなかったのである。新しい服喪制と旧来の喪礼とが混在した姿をとることになり、いわば、この文武天皇崩御時は、従来の殯宮儀礼を温存しながら新しく服喪制を採用しつつ、即位と凶服を区別しようとした過渡期と位置づけられる。この問題を解決したのが、次の四十三代元明上皇崩御時（養老五（七二一）年十二月七日）である。即ち、殯期間が「七日間」と極端に短くなり、これ以降、古代天皇の喪礼において殯の短期化（一週間〜二十日前後）傾向は継承されて行く。ここに、「崩御↓殯↓埋葬↓即位」の一定の型が形成されたのである。尚、元明上皇崩御時は新帝即位の必要はなく埋葬後の服喪の様子は不明である。但し、翌年の元旦朝賀は廢朝となつている（「天皇、朝を受けたまわず。詔して曰く、朕、不天を以て奄凶酷に丁れり。蓼<sup>りようが</sup>我の巨痛に嬰<sup>か</sup>りて、顧復の深慈を懐けり、悲慕、心に纏ひて賀正するに忍びず。宜しく朝廷の礼儀みな悉に停むべし」『続日本紀』養老六年正月一日）ので、殯・埋葬を終えても諒闇中

であつたことがわかる。

次に、四十四代元正上皇崩御時（天平二十（七四八）年四月二十一日）を見ると、四月二十八日に「勅して天下をして悉く、素服せしむ。この日太上天皇を佐保の山陵に火葬」し、殯期間は八日間、着服は埋葬と同じ（四月二十八日）に行われ（「勅して天下をして悉くに素服せしむ」、六月五日に「百官および諸国をして服を積<sup>か</sup>がしむ」とあり、素服用期間は三十七日間であつた。この積服後も元日（天平勝宝元（七四九）年正月一日）は廢朝となり諒闇であつた。文武天皇崩御時に始まる「凶服設定」は、元正天皇崩御時にも継承されていたことがわかる。

やがて、四十五代聖武上皇崩御時（天平勝宝八（七五六）年五月二日）になると、服喪期間中に天皇親祭の祭りが共存しなくなる。例えば、「新嘗の祭を廢む。諒闇を以ての故なり（神祇官記を掄するに、是の年神祇官曹司に於て新嘗の事を行う）」（『続日本紀』孝謙天皇・天平勝宝八（七五六）年十一月十七日）とあり、聖武上皇崩御の年の十一月、新嘗祭は諒闇のため孝謙天皇の御親祭なく、ただ神祇官でのみ執り行われたと

いう。尚、素服・拳哀は五月六日のことであつた（文武百官はじめて素服し内院の南門の外に於きて朝夕哀を拳ぐ）『続日本紀』が、釈服の時期は不明である。そして、翌年一月一日は諒闇のため「廢朝」となつた（拙稿〈渡部〉「古代喪葬儀礼の変遷―天皇喪葬儀礼における吉凶意識の成立―」『神道宗教』第一四五号・平成三年十二月、七十一頁参照）。

四十八代称徳天皇崩御時（宝亀元（七七〇）年八月四日）には、八月六日に天下拳哀し服忌一年と決定。しかし、七々斎（於山階寺・国分寺・国分尼寺）を九月二十二日に終えりと、その日に「京師、及び天下諸国大祓す」（『続日本紀』）とあり、翌日には、一年の服忌を停め「天下、吉に従う」ことになつた。一年の服忌を短縮したのも、吉事としての即位のためであつたと思われる。この時、はじめて「服喪終了大祓」が行われ、その十一日後に光仁天皇が即位されたことなどはその証左とならう。凶礼と嘉礼の峻別意識がここに窺える。

次に、四十九代光仁上皇が崩御（天応元（七八一）年十二月二十三日）すると、桓武天皇は三年服喪を志

向したが、「国家の恒祀は例により幣帛を奉っている。ために天下は吉凶混在し神が祟りをなしている。凶を除き吉に就かなければ聖体不予とならう」と奏請があつた（『続日本紀』卷三十七・延暦元（七八二）年七月二十九日）ため、結局、八ヶ月で国内を祓い清め除服した（八月一日）。但し、この釈服後も「飲酒作楽著雑彩」の禁止が出され、心で喪に服し静謐を保つ「心喪」が求められたのである。また、当代桓武天皇の生母・高野新笠が崩御すると（延暦八（七八九）年十二月二十八日）、翌年の神今食・新嘗祭は神祇官代行となり、神宮相嘗祭（神嘗祭）奉幣のための遙拝は停止となつた。一方、代々天照大神の神主である中臣は、今までは、神祭を優先し身内に喪葬の事があつても解官せず奉仕してきたが、「直接葬儀に携わらなくも解官し、神事に供せず服喪を終える」（『日本後紀』延暦十一（七九二）年閏十一月四日）ように詔されたのである。ここにも喪祭判然意識が窺える。

## （2）桓武天皇崩御と劍璽渡御

桓武天皇が正寝（内裏の正殿）に崩御（延暦二十五

（八〇六）年三月十七日）した時、安殿親王（のちの平城天皇）は哀号・擗踊（へきゆう）（哀しみ深く胸をたたき手足をかきむしり臥し転び）して起つこともできなかった。そこで、近衛中将坂上田村麻呂と春宮大夫藤原葛野麻呂が皇太子を「固く請け扶けて」（しつかりと支え扶けて）、内裏正殿から下りて東廟に遷したのである。次いで、璽并びに劔積（宝剣を入れた櫃）を東宮に奉り、これには紀朝臣繩麻呂と多朝臣入鹿が副い従った。今に伝わる「劔璽渡御」は、この桓武天皇崩御時が嚆矢となる。尚、桓武天皇崩御殿から「皇太子」と「劔璽」が引き離されたが、これと同じように死穢を忌避し、同殿を避け「下殿」するようになったのは、桓武天皇の生母皇太夫人高野新笠が世を去った時（延暦八（七八九）年十二月二十八日）に始まる。即ち、皇太后崩御の翌二十九日、「天皇は錫紵を服し正殿を避けて西廂に御す」（『続日本紀』）とあり、また、翌年の閏三月十日、皇后藤原乙牟漏が亡くなると、十一日に天皇は近衛府に移御したとある。身内の死穢が発生すると正殿から廂へ移御し、正殿身舎の神聖性を確保したことが了解される（「高取論文」二四九頁、参照）。

この桓武天皇崩御時（延暦二十五（八〇六）年三月十七日）の喪礼は、崩御翌日の十八日に納棺されており（御斂に奉ず）、十九日には安殿親王が「服を著し」百官も初めて素服した。崩御二十日目の四月七日、柏原山陵に埋葬。更に、十月十一日には柏原陵に改葬すると、「天皇前殿の東廂に下御し、群臣は前庭に挙哀。文武百官は素服一日、百官素服」となった。翌大同二（八〇七）年正月は諒闇の故に廢朝となり、四月一日に「天皇始めて前殿に御す。宴飲すること終日」とあり、政務が再開され心喪も終了となった。また、大嘗祭の前に、十月二十九日には史上初めて「大嘗祭御禊が行われ、諒闇明け最初の「天皇親祭」の祭りが行われた。

尚、平城天皇即位については、桓武天皇の山陵埋葬（四月七日）を終えた四月十三日・十八日に、右大臣神王らが「謹みて礼家（儒教の經典）を案ずるに、先君崩じ、嗣子位初喪に定る。即位すでに明らかにして遵行するに疑いなし」（『日本後紀』卷第十三・大同元年四月十八日）と即位要請をした。文中の「先君崩じ、嗣子の位初喪に定まる」の意味は、中国皇帝の「柩前



即位」を指している。この即位要請ののち、五月七日に「左右京と天下の諸国は大祓使の到着を待つて祓清し、その後、服を釈くことにする。但し、飲宴作樂著美服を禁止」(『日本後紀』卷第十三・大同元年五月七日)した。こうして崩御後五十日目の五月七日に大祓・釈服して、五月十八日、平城天皇が太極殿に即位したのである。但し、この時すでに桓武天皇の御尊骸は埋葬済みであり、皇居内には存在せず、故に「初喪即位」・「柩前即位」は実現しなかった。そして、「心喪」という言葉の初見は、仁明天皇崩御時(嘉祥三(八五〇)年三月二十一日)である(「心喪」期年内、宴飲作樂美服の禁止)が、初見はこの桓武天皇崩御時といえる。この即位に関連して、「柩前即位」の受容について考えておきたい。五十四代仁明天皇が崩御した時(嘉祥三(八五〇)年三月二十一日)、直ちに天子の神璽・宝剣・符節・鈴印などが皇太子道康親王(文徳天皇)に遷徙し、三月二十五日(崩後五日目)には深草山陵に埋葬された。四月二日には公卿達から即位要請があった。即ち、政治が滞らないように、「周王は諒闇の初めに即位し漢帝は崩御の夕べに即位した。仁明天

皇の遺制に依れば、「皇太子は周・漢の故事に倣い、柩前に即位すべし」とある。しかし、先帝哀悼の思いを深くして月を踰えた今に至るまで未だ即位されない。春秋の例には人君の即位に「初喪即位、既葬即位、踰年即位、三年諒闇即位」の四例があるが、「初喪即位」という遺制を忘れて今もって即位されない。どうか葬送に続いて即位されることを願いたい」(『日本文徳天皇實録』嘉祥三年四月二日)という上啓があった。つまり、仁明上皇が「周漢の故事に倣い柩前即位すべし」と云う遺詔を残したにもかかわらず、埋葬後、旬月を踰えても即位しなかったのである。しかし、翌三日には即位を受け入れ、四日に凶服を除く為は大祓使が発遣され、天皇公除・百官吉服のための朱雀門前大祓が六日に行われた(『日本文徳天皇實録』卷第一・嘉祥三年四月四・六日)。三月二十三日に成服してから四月六日の公除までの期間は十三日間であり、これは「以日易月の制」に倣い一年(足かけ二年目)「十三ヶ月」を「十三日」に易えたものである(以日易月は、既に淳和上皇(承和七(八四〇)年五月八日)崩御時に採用されていた)。以上、日本では「初喪即位」の意向



や「柩前即位」の遺詔があっても、それを受容し実現することはなかった。むしろ、先帝との同殿を忌避して、祭祀主体である天皇と神器の神聖性が求められていたといえる。

以上、天皇喪礼の変遷を纏めると(表I)、大化前代までは、埋葬すれば喪葬儀礼は全て終了し、服喪は行われていなかった。そして、所謂「殯期間中」でも祭祀・即位が併存して行われており、更に、天皇みずから生母の臨終にも立ち会っており、「死穢忌避」の様子はみられない。やがて、孝徳天皇崩御時(六五四一年)になると「崩御↓埋葬↓即位」の形に落ち着き、平安時代に至るまで一貫して「殯・埋葬」を終えてから「即位」をするようになる。以後、諒闇中の年末大祓・朝賀が停止(廢朝)となり(七〇二年)、「凶服期間」も設定され(七〇七年)、「服喪」と「即位」が明確に峻別されて、廢朝・服喪(素服)・諒闇の記事が散見するようになる。そして、殯期間が「七日間」と極端に短くなつて(七二一年)、埋葬後の即位が可能となった。この殯の短期化傾向は平安時代に致るまで継承され、「崩御↓殯↓埋葬↓即位」の一定の型が形

成されてゆく。

又、諒闇中の天皇親祭の祭りは停止され神祇官代行となり(七五六年)、服喪を終えて「服喪終了大祓」のち即位すると、服喪と即位の混在が避けられるようになった(七七〇年)。やがて、「諒闇終了朱雀門大祓」(八四〇年)も加わり、平安京は一層浄化されていく。こうして、一年服喪実現のために、諒闇中の「宴飲・作樂・美服を禁止」する「心喪」が採用されたが、吉凶混在を避けるために中国伝来の「心喪」の他、「以日易月」(淳和上皇崩御時・八四〇年)・「倚廬殿渡御」(光孝天皇崩御時・八八七年)が受容され天皇喪葬儀礼は体系化されていったのである。それらを整齊する際の精神的支柱は「吉凶判然意識」であつたと思われる。

特に、死者との同殿を忌避して、崩御殿から皇太子と劍璽が引き離され(八〇六年)、新天皇と神器の神聖性が強調された事などは、その顕著な一例である。翌年には「大嘗祭御禊行幸」もはじまり(八〇七年)、諒闇明け最初の「天皇親祭」の祭りが一層浄化されたのである。そして、何と言つても、吉凶混在を忌避す

表 1 古代天皇喪葬儀礼の変遷（三十四代舒明天皇～五十代桓武天皇）

崩御から埋葬に至る経過		① 天皇（上皇）崩御年月日 於：崩御場所
舒明天皇13（641）年10/9崩御。 10/18百濟の大殯（於：宮の北。東宮（天智天皇）諱。皇極天皇1（642）年1/15即位。8/1天皇、四方拝祈雨。11/16（天皇・皇子・大臣）新嘗祭。 12/13舒明天皇の発喪、諱奉る。12/14日嗣を諱ひ奉る。 12/21清谷岡に埋葬。643年9/6押坂陵に改葬。	皇極天皇 即位642年1/15 642年12/21～641年10/9 殯（14ヶ月）	③舒明天皇 641年10/9 於：百濟宮 葬←即位←崩
孝德天皇白雉5（654）年10/10崩御。 殯を南庭に起し小山上百舌鳥土師土徳が殯宮の事を主る。 12/8大坂磯長陵に埋葬。	齊明天皇 即位 655年1/3 大坂磯長陵 654年12/8～10/10 殯（58日）	④孝德天皇 654年10/10 於：難波宮正寝 即位←葬←崩
齊明天皇7（661）年7/24崩御。殯（於：飛鳥川原） 天智天皇6（667）年2/27齊明天皇と間人皇女（孝德天皇皇后）を小市岡上陵に合葬。 遺詔：陵を営むにあたり石櫛の役を起さず、永代の先例とした。	天智天皇 即位 7（668）年1/3 小市岡上陵 （越智山陵） 667年2/27～661年11/7 殯（約70ヶ月）	⑤齊明天皇 ⑥皇極天皇 661年7/24 於：朝倉桶広庭宮 即位←葬←崩
天智天皇10（671）年12/3崩御。12/11、新宮に殯す。 殯宮の棟の後、壬申の乱（672年）勃発の六月末以前に埋葬。 埋葬の儀直前の歌（「鏡山」は山科陵の広域地名「万葉集」155番）。 ※文武天皇3（699）年10/20土師宿禰馬手ら山科陵を、土師宿禰麻呂らは齊明陵を修造。	文武天皇 即位 2（673）年2/27 山科陵 672年6月～671年12/11 殯（約6ヶ月）（※699年10/20）	⑧天智天皇 671年12/3 於：近江宮 即位←葬←崩

<p>天武天皇朱鳥 1 (686) 年 9 / 9 崩御。同日皇后臨調称制。 9 / 11 葬奠。殯宮 (於：南庭) 687 年 10 / 22 (持統天皇元年) 草壁皇子が公卿を率い陵造宮に着工。688 年 11 / 11 埋葬。 703 年 12 / 26 持統上皇の遺骨を合葬。</p>	<p>持統上皇大宇 2 (702) 年 12 / 22 崩御。 遺詔：素服孝哀の禁止、倭約。12 / 29 西殿に殯す。 12 / 30 暁日大祓を中止。東西の文部への祝詞奏上は平常通り。 703 年 1 / 1 朝賀停止。文武天皇、上皇の殯宮に拝礼。 12 / 17 誦奏上、謚号敏皇、飛鳥岡で火葬。 12 / 26 遺骨を大内山陵 (天武天皇) に合葬。</p>	<p>持統天皇 即位 4 (690) 年 1 / 1</p>	<p>大内山陵</p>	<p>703 年 12 / 17 ~ 702 年 12 / 29 殯 (12 ヶ月 19 日)</p>	<p>702 大宝 2 年 12 / 22</p>	<p>⑩ 天武天皇 686 年 9 / 9 於：正宮 即 ← 葬 ← 崩</p>
<p>文武天皇慶雲 4 (707) 年 6 / 15 崩御。 6 / 15 遺詔「孝哀三日、凶服一月」。 6 / 16 殯宮の事。孝哀・孝服は遺詔通り。 11 / 12 当麻真人智徳が謀を奏上し、謚号敏皇。飛鳥岡で火葬。 11 / 20 遺骨を檜隈安古山陵 (岡寺付近) に埋葬。 ★凶服期間を設定 ⇒ 服喪を終えて即位。 殯期間は長期のまま。埋葬前に即位。 42 代文武天皇以前の喪礼に服喪なし。</p>	<p>元明天皇 即位 7 / 17</p>	<p>7 / 15 凶服★ (一月)</p>	<p>707 慶雲 4 年 6 / 15</p>	<p>葬 ← 即 (★) ← 崩 ★ 凶服期間終了即位</p>	<p>⑪ 元明天皇</p>	<p>721 養老 5 年 12 / 7</p>
<p>721 年 10 / 13 遺詔「生業優先・火葬・政務通常通り」。 10 / 16 「丘體により壙を作り、女庭を奠所とし常緑樹を植え刻字の碑を立てよ」。 元明上皇養老 5 (721) 年 12 / 7 崩御。三閩警固。 12 / 13 大和国添上郡椎山に埋葬。葬儀を用いず遺詔に従う。 ★殯期間 7 日。</p>	<p>元明天皇 即位 7 / 17</p>	<p>7 / 15 凶服★ (一月)</p>	<p>707 慶雲 4 年 6 / 15</p>	<p>葬 ← 即 (★) ← 崩 ★ 凶服期間終了即位</p>	<p>⑪ 元明天皇</p>	<p>721 養老 5 年 12 / 7</p>
<p>大和国添上郡椎山陵</p>	<p>12 / 13 ~ 12 / 7 殯 (7 日)</p>	<p>707 慶雲 4 年 6 / 15</p>	<p>721 養老 5 年 12 / 7</p>	<p>葬 ← 即 (★) ← 崩 ★ 凶服期間終了即位</p>	<p>⑪ 元明天皇</p>	<p>721 養老 5 年 12 / 7</p>

<p>元正上皇天平20 (748) 年 4/21 崩御。 4/22左右京・四畿内・七道諸国、孝哀3日。 4/28天下素服。火葬、佐保山陵埋葬。 6/5百官・諸国、喪服。 12/18佐保山陵、鎮祭。 749年 1/1 廢朝。 ★殯を終えて、服喪。</p>	<p>隆朝 749年 1/1</p> <table border="1" data-bbox="744 917 955 1204"> <tr> <td data-bbox="744 917 784 1061">佐保山陵</td> <td data-bbox="784 917 840 1061">6/5 ~ 4/28 ★服喪(37日)</td> <td data-bbox="840 917 955 1061">4/28 ~ 4/21 殯(8日)</td> </tr> </table> <p>④元正上皇 748天平20年 4/21 於：寝殿(正殿)</p>	佐保山陵	6/5 ~ 4/28 ★服喪(37日)	4/28 ~ 4/21 殯(8日)
佐保山陵	6/5 ~ 4/28 ★服喪(37日)	4/28 ~ 4/21 殯(8日)		
<p>聖武上皇天平勝宝8 (756) 年 5/2 崩御。 5/3三閭固圍。 5/6文武百官素服・孝哀。 5/19佐保山陵に埋葬(出家のため諡号敏皇なし)。 11/17諡闕のため新嘗会を廃す(神祇官曹司にて齋行)。 757年 1/1 廢朝。 5/2太上天皇周忌、東大寺に於て設齋。</p>	<p>隆朝 757年 1/1</p> <table border="1" data-bbox="543 917 744 1204"> <tr> <td data-bbox="543 917 649 1061">佐保山陵</td> <td data-bbox="649 917 744 1061">11/17 新嘗祭停止(神祇官齋行) ? ~ 5/6 素服</td> <td data-bbox="543 1061 744 1204">5/19 ~ 5/2 殯(18日)</td> </tr> </table> <p>⑤聖武上皇 756天平勝宝8年 5/2 於：内裏寝殿</p>	佐保山陵	11/17 新嘗祭停止(神祇官齋行) ? ~ 5/6 素服	5/19 ~ 5/2 殯(18日)
佐保山陵	11/17 新嘗祭停止(神祇官齋行) ? ~ 5/6 素服	5/19 ~ 5/2 殯(18日)		
<p>764年10/9、親王の位賜いて淡路国に遷す。 称徳天皇即位。 淳仁天皇天平神護1 (765) 年10/23崩御。 772年 8/18墓を改葬し、設齋。 778年 3/23墓を山陵とする</p>	<p>淡路山陵</p> <p>⑦淳仁天皇 765天平神護1年 10/23 於：淡路院中</p>			
<p>称徳天皇宝龜1 (770) 年 8/4 崩御。 白壁王を皇太子に決定。固圍。8/6孝哀、服は一年。 8/8天下凶服のため釋奠停止。8/17高野山陵に埋葬。 9/22七七・山降寺で設齋。京師・天下諸国大赦。 9/23一年の服期を停止し天下吉に從う。 10/1光仁天皇大極殿即位。 ★服期1年を49日に短縮。大赦即位の始まり。</p>	<p>朝賀 771年 1/1</p> <table border="1" data-bbox="190 917 386 1204"> <tr> <td data-bbox="190 917 280 1061">光仁天皇 即位10/1</td> <td data-bbox="280 917 386 1061">★9/22大赦 服喪(49日) 8/6釋奠停止</td> <td data-bbox="190 1061 386 1204">8/17 ~ 8/4 殯(14日)</td> </tr> </table> <p>高野山陵</p> <p>⑧称徳天皇 ⑨孝謙天皇 770宝龜1年 8/4 於：西宮寝殿 即&lt;大赦&gt;葬&lt;崩</p>	光仁天皇 即位10/1	★9/22大赦 服喪(49日) 8/6釋奠停止	8/17 ~ 8/4 殯(14日)
光仁天皇 即位10/1	★9/22大赦 服喪(49日) 8/6釋奠停止	8/17 ~ 8/4 殯(14日)		

<p>桓武天皇781年4/15即位。11/13大嘗祭。光仁上皇天応1(781)年12/23崩御。醍醐朝三年を天下着服6ヶ月に變更。12/25諸国郡司奉哀三日。神郡は除く。12/27喪服6ヶ月から1年に延長。782年1/6讖号獻呈。1/7広岡山陵に埋葬。1/30大祓、百官素服を脱がず。7/29祭服奏請。天皇詔「原園を解き祝いの後に祭服。酒飲作樂雜彩禁止」。8/1百官祭服(245日)。</p> <p>8/19天応二年改め延暦元年に改元。12/23太上天皇の一周忌を大安寺で設高。783年1/1廢朝。786年10/28太上天皇を大和国の田原陵に改葬。</p>	<p>783年1/1 廢朝</p> <p>782年1/30大祓 百官素服を脱がず 782年8/1祭服 (服期3年→6ヶ月→1年 →約8ヶ月に変更後祭服)</p> <p>広 岡 山 陵</p> <p>782年1/7 ～781年12/23 殯(14日)</p>	<p>⑨光仁上皇</p> <p>781天応1年12/23</p>
<p>789年12/29 天皇親紵を服し正殿を遷けて西廂に御す。皇太子・群臣を率いて孝哀。百官・畿内は卅日服期。諸国は三日。神郡は此の限りにあらず。</p> <p>790年1/15大枝山陵に埋葬。</p> <p>3/4 節宴停止。凶服を除くが忌序未だ周からざり。</p> <p>6/13神今食を神祇官曹司で齋行。諫園中のため内裏を遷けて外に設ける。9/11伊勢太神宮相嘗奉幣、使者に付く(常の年、大極殿にて遙拜)。11/7新嘗祭、諫園のため神祇官で行う。791年1/1廢朝。</p>	<p>791年1/1 廢朝</p> <p>790年11/17新嘗祭停止(神祇官齋行) 9/11神宮相嘗奉幣(使者に付す) 6/13神今食(神祇官曹司) 服喪12/29～(30日間服期)</p> <p>大 枝 山 陵</p> <p>1/15～12/28 殯(18日)</p>	<p>高野新笠</p> <p>789延暦8年12/28</p> <p>当代桓武天皇の母</p>
<p>806桓武天皇延暦25(806)年3/17崩御。皇太子下殿。劍璽渡御。3/19皇太子著服。百官素服。</p> <p>4/7 桓原山陵埋葬。</p> <p>4/8 三七の齋を山陵に行う。4/13・4/18即位要請「礼家を案ずるに先君崩じ嗣子の位初喪に在る」。5/7 大祓祭服(50日目)。宴飲作樂美服禁止。5/18平城天皇即位。10/11柏原陵に改葬。天皇前殿の東廂から下御。群臣前庭で孝哀、百官素服。11/13斎王決定。807年1/1諫園のため廢朝。4/1天皇始めて前殿に御す。宴飲すること終日(服喪了)。</p>	<p>廢朝 807年1/1</p> <p>平城天皇 即位 5/18</p> <p>大祓5/7 (50日)</p> <p>4/7～3/17 殯(20日)</p>	<p>⑩桓武天皇</p> <p>806延暦25年3/17</p> <p>於：正寝 即←大祓←葬←崩</p>

るための方策として「凶服設定」(七〇七年)・「殯の短縮」(七二二年)を實現したことが最も大きな要因であったと考える。尚、死者との同殿を前提とする「初喪即位」(八〇六年)・「柩前即位」(八五〇年)を、結局日本で採用することはなかった。これも、吉凶判然意識の故であったと思われる。そして、この柩前即位に代わるものとして機能したのが「劍璽渡御儀」であった。日本では、即位や神器継承を柩前で行うことはなく、死穢との共存が忌避され、その神聖性が確保されたのである。吉凶判然意識は大化の頃から醸し出され、その意識が儀礼としてかたちを整えるのが、奈良時代から平安時代初頭であったと考える。

## (二) 唐代皇帝の喪礼次第

次に第一章で考察した「古代日本の喪礼」と同時代に対応する、中国唐代の皇帝の喪礼を「大唐元陵儀注」(八代皇帝・代宗の喪礼次第)を中心に復元したい。ここで、両国喪礼の実体を把握し比較研究することは、日中喪礼の特質を明らかにするための基礎的作業と考える。

中国唐代の即位式は崩御即位の場合、宣遺詔に続いて冊書と宝(玉璽)の授受が柩前に於て行われた。即位は喪葬儀礼の中に組み込まれていたのである。即ち、崩御↓復↓沐浴↓飯含↓小斂↓小斂奠↓大斂(納棺)↓柩前即位↓大斂奠↓殯(櫛宮)↓小祥(十三日)↓大祥(二十五日)↓禫祭(二十七日)↓啓殯↓山陵埋葬(崩御七ヶ月後)↓虞祭↓禫祭の行程で行われた。尚、「以日易月」制を採用して足かけ三年服喪(二十七ヶ月)が二十七日目に行われている。ところが、殯だけは「以日易月制」を採用せず、儒教の礼制どおりに七ヶ月間齋行された。故に、埋葬以前に小祥・大祥・禫祭の「三年服喪」が終わっても、遺体は太極殿上の櫛宮に安置されたまま約七ヶ月後に啓殯となり、山陵に埋葬されたのである。この間、皇帝(嗣皇帝)は礼儀使・内高品たちに「扶引され(扶け導かれ)」ながら、大行皇帝の梓宮・櫛宮(殯宮)・龍輜(天子の柩を載せる車)の側近くに扶け導かれ、「柩前即位」をはじめとする喪葬儀礼を行った。また「虞祭」では山陵から戻った太極殿上の御靈(神主)に対して哭・再拜・醴齊奠が行われた。皇帝が大行皇帝に近侍して

喪礼を営むこと、おおよそ四十回に及ぶ。尚、「大唐元陵儀注」記載の「扶」の文字は「皇帝に対してのみ、近侍を中心に礼儀使・内高品が行う」ことが指摘されている（金子修一主編『大唐元陵儀注新釈』平成二十五年・汲古書院・二三五頁、参照）。以下、「大唐元陵儀注」の式次第にそつて、皇帝の動向を見てゆきたい。

大曆十四（七七九）年五月二十一日に崩御した代宗の神柩（遺骸）は、翌二十二日に太極殿に移され喪喪となった。まず最初に、〔①〕復（魂呼び）・告喪の礼（皇帝の崩御、皇太子が遺詔に準じて即位したこと全国に告げると、刺史以下は万歳三唱する）が行われた。〔復〕以下の儀礼は全て太極殿の遺体の前で行い、遺体埋葬後にも御魂が山陵から帰り宗廟に耐祭されるまでの間、神主（御魂）は太極殿<sup>4</sup>に奉安され儀礼が営まれた。

更に、〔②〕沐浴（大行皇帝の体を清め、髪・鬚・爪を整え、明衣裳を着せ方巾で顔を覆い斂衾で覆う）・〔③〕飯含（遺体の口中に玉・梁飯を納める）・襲（遺体に襲衣十二称を着せる）と続く。この時、嗣皇帝（徳宗）が自ら飯含の準備を進め、貝の形をした玉を

洗い、それを持って太極殿上の遺体の東側に西向きに座る。嗣皇帝が御遺体に近侍して喪葬儀礼を営むことが、ここに始まる。

次に、〔④〕小斂（大行皇帝の遺体に十九称の衣・絞衾を着せる）では、小斂が終わると嗣皇帝が礼儀使に扶引（扶け導かれ）され、大行皇帝の傍らについて哭踊を行い、〔⑤〕小斂奠代哭附（小斂後、死者に饌・酒を供える儀式）・〔⑥〕大斂（納棺の儀式。大斂の衣百二十称・絞・紵・衾・六玉（珪・璋・璧・琮・琥・璜）を梓宮の中に入れ、大行皇帝の遺体を梓宮に納めて蓋を被せ夷衾で梓宮を覆う）と続く。この時、内高品が皇帝を扶けて位（太極殿東間、西向きに設置。大行皇帝の大斂牀に向く）に就かせ、皇帝は哭踊再拜する。「この大斂から死者（代宗）と喪主（徳宗）との主客関係が入れ替わって、今まで「嗣皇帝」であった徳宗は「皇帝」と表記されるようになる。徳宗は大斂において柩前即位したことになり、代宗の遺体を納めて梓宮の蓋を閉めてから即位儀礼を行ったと思われる」（『大唐元陵儀注新釈』四十四・百三十頁参照）。徳宗の即位は、崩御後三日目の五月二十三日に行われ



た。尚、この段階で皇帝は未だ喪服を着用していない。成服は次の「殯」において梓宮を「櫛宮」に納めてから後のことである。

(7) 殯（梓宮を載せた龍輜の周囲に黃腸題湊し櫛宮を作り、成服し哭を行う）では、遺体を納めた梓宮を龍輜（天子の柩を載せる車）に乗せて太極殿の西側に移し、天子の亡骸を暫く安置する「櫛宮」を作る（五月二十六日）。まず、梓宮を繡黼（黒・白の糸で背中合わせの斧の形を刺繡した布）で覆い上に三重の帑（幕）を張り、梓宮を載せた龍輜の周囲に黃腸題湊（一辺一尺長さの六尺の柏木の角材で龍輜を取り囲むように積み上げる）し（図I）、四阿屋（四方に棟の下る屋根、寄棟造）を作り四面に白泥を塗って櫛宮を作る。白泥の厚さは、百八センチにもおよび巨大なものであった。この遺骸を納めた櫛宮が約七ヶ月間、太極殿上に奉安される。次に、大行皇帝の櫛宮を示す靈輿を櫛宮の東に設ける。皇帝服喪（斬衰）の着用はこの「櫛宮」形成後からであり、皇帝は斬衰（縗・裳・冠・經・杖）の喪服を着用し礼儀使に奉引され櫛宮に向かって哭す。この成服・告が終われば、

倚廬に居住する。

更に、(8) 大斂奠（大斂後に饌・酒等を供える）・(9) 設銘（十二旂の太常（日月星辰交龍を画いた旗）を設け、「某尊号皇帝之柩」と銘旌に記す）・(10) 懸重（神主が作られるまで仮の神位を作る）へと続く。尚、唐の歴代皇帝の詔令を取集・分類した『唐大詔令集』（卷十一・代宗遺詔）に、「皇帝宜三日聴政、十三日小祥、二十五日大祥、二十七日而积服」という代宗の遺詔が掲載されている。それに基づき「大唐元陵儀注」の「小祥変」にも「日を以て月に易え、にわか小祥に及ぶ」とあり、「以日易月」に従っている。つまり、小祥とは崩御後十三ヶ月目の儀礼であるが、「以日易月」により十三日目の閏五月十三日に小祥を行った。この(11) 小祥変（始死から十三ヶ月目（一年後）に行われる喪服変除の儀礼（以日易月により十三日目）では、喪服・居室が「斬衰・倚廬」から「練服・聖室」へと変わる。即ち、小祥変前日の夕方に廬を壊して聖室とし、小祥当日に、成服の斬衰（縗・裳・經）を服した皇帝が、近侍に扶けられて太極殿上の位（太極殿上の靈輿の東側）に就いて哭・再拜。次に、

練服（練布あさみかで作られた冠・褙・裳・腰紐）に着替えた皇帝は位に就き哭踊し、靈幄の前に饌・醴酒れいしゆを供え免ふた伏し、太祝が「祝版」を読み終わると哭踊再拜して次（控えの場所、仮説の帷）に戻る。「廬」「聖室」ともに服喪期間に籠もる服喪施設で、殯後に成服して入るのが廬（倚廬）であり、小祥の後は聖室を住まいとした。つまり、「成服は殯が行われた五月二十六日であり、徳宗は八日間を斬衰を着し倚廬で過こしたことになる」（『大唐元陵儀注新釈』一六五頁、参照）。このように、中国は殯の時から倚廬に籠もるが、この点、日本では喪葬出立の日（戊または亥の刻）に、天皇は十三日間「倚廬」に籠もった。

やがて、(12) 大祥変（始死から二十五ヶ月目（足かけ二年目）に行われる喪服変除の儀礼）が、以日易月により崩御後の二十五日目にあたる閏五月十六日に行われた。前日の夕刻に聖室を撤去し、大祥変当日、皇帝は練服の褙裳を着用して近侍に扶けられ位に就き哭踊再拜する。次に、大祥服（薄い黒緇の幘頭、帽子、巾子、大麻布の衫、白皮の腰帶、麻鞋）に着替えて哭踊し、礼儀使に奉引され靈幄前に饌・醴酒れいしゆを供え免伏

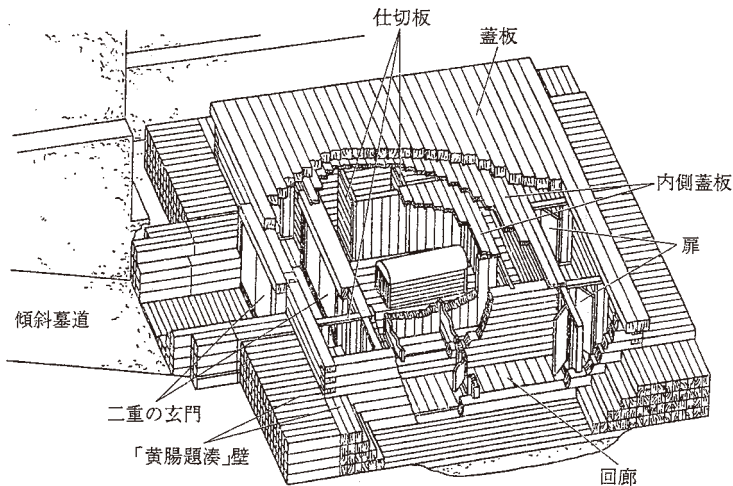


図1 陵墓内 黄腸題湊（黄 曉芬「漢墓の変容—椁から室へ—」  
『史林』第七十七巻・第五号・一九九四年九月、八頁から転載）

し、太祝が祝版を読み終わると皇帝は哭踊再拜し次に還る。この聖室を撤去し大祥変が終わると、皇帝は延英殿に起居した。

更に、閏五月十八日の〔13〕禫変（始死から二十七ヶ月目の儀礼。三年服喪の終了・除服の祭り）では、皇帝が大祥服を着て近侍に扶けられ位に就き哭・再拜し、大祥服から素服（細火麻の衫、腰带、細麻の鞋、黒繩の幘頭、巾子等）に着替え哭踊し、饌・酌奠を行う。太祝が祝文を読み訖つて、皇帝は哭・再拜する。明日平明、皇帝は改めて惨吉服（淡浅の黄衫、細黒繩の幘頭、巾子、麻鞋、吉腰带）を服した。

以上、この「禫祭」で三年喪服が終了する。但し、殯は継続中のため、櫛宮（もみみやう）を啓き梓宮を取り出して（啓殯）山陵に埋葬する儀礼が残ったままになっている。以日易月制を採用して三年服喪を短縮したにもかかわらず、七ヶ月の殯期間（8）は以日易月の対象外であった。これは代宗一代限りのことではなく、「喪紀は漢制に従う」とした二代太宗（上皇）以外、全ての唐代皇帝に該当する（拙稿〈渡部〉「日・中喪葬儀礼の比較研究―日本古代及び中国唐代を中心に―」『國學院大學

日本文化研究所紀要』第七十一輯・一九九三年三月、参照）。次に、〔14〕将葬筮宅（陵地の吉凶を占う）では、既に陵の候補地を選定したのち正式に決定するたぬ卜筮の儀式を行う。

やがて十月に入ると、〔15〕啓殯（せんきやう）（櫛宮を解体し梓宮を取り出して、山陵の埋葬に供える儀式）の時を迎える。以日易月により小祥・大祥・禫祭も終え、喪服変除は既に終わっているが、啓殯当日の明け方に皇帝は再び成服直後の重い喪服（纁・絰・杖）を服し、近侍に引かれ（先導）、位に就き哭踊・再拜する。櫛宮東側の靈幄の奠席に醴齊を供え、太祝が「祝文」を読み訖ると皇帝は再拜哭踊し退く。司空は「謹んで吉辰を以て櫛の塗を啓く」と述べ櫛の塗を撤去し夷衾（いじん）と納幕（しやうぼく）で梓宮を覆う。啓殯が終わると、皇帝は哭して稽顙し哀悼の意を尽くして殿を降りて退出する。山陵に出発する二日前、太極殿庭に帳をめぐらし、その中に吉幄（神座）と凶幄（龍輜の素幄）を設けておく。〔16〕薦車馬明器及飾棺（梓宮を載せた龍輜を太極殿から前庭に降ろす）では、梓宮を太極殿から前庭に降ろす前に、太極殿内の龍輜上の梓宮の前で皇帝は哭

し禮齊を奠え、太祝の祝文奉読後、皇帝は近侍に扶けられ龍輜の前に就き、再拜・哭踊して哀を尽くして位に復す。次に、代宗の靈・宝・冊を太極殿上から降ろし冊車に乗せ、司徒と挽士は代宗の柩を龍輜に載せたまま殿上から降ろし、輜車（龍輜を載せる台車）に載せて帳殿（凶幄）に至り、皇帝も哭しながら従う。

次に、〔17〕祖奠（代宗を山陵に送る前に供え物をして祭る）を行う。太極殿から降した龍輜に饌を奠き、礼儀使に導かれた皇帝は龍輜の東南に至り哭し禮齊を饌の前に奠く。太祝が祝文を読み訖ると、皇帝は哭踊再拜し龍輜の後の御位に戻る。次に吉幄の神座から凡を輿で運び玉輅（天子の車）に乗せる（凡上には代宗の靈が乗るが、この時には代宗の神主は作られていない）と、龍輜を奉引し順序通りに出立する。

大行皇帝の遺骸に対する最後の儀礼が〔18〕遣奠（出棺当日、承天門外で最後の供物を奠える儀礼）である。即ち、龍輜を載せた輜車が承天門の門を出たところで、龍輜が外され梓宮だけが輜輦車に搭載される。皇帝は奠席の東に西向きに立ち、禮齊を饌前に奠え太祝が祝文を読み訖ると哭踊再拜し位に退く。少府監が哀冊を

読み訖って皇帝は哭踊・再拜する。輜輦車が出発しようとする時、皇帝は前んで哭哀し、更に、稽顙・哭踊・再拜する。輜輦車が出発すると皇帝は次に入る。靈輦が山陵に向けて出発する時、徳宗は承天門において見送るので、「葬儀」には関与しない。以上、御遺体に対する儀礼はここで終わる。

以下の〔19〕挽歌（山陵へ向かう葬列全体の様子）・〔20〕葬儀（梓宮を陵墓に移し、玄宮に安置する）は臣下に任せる。山陵への出発は十月四日で、靈を載せる「玉輅」（吉駕）と柩を載せる「輜輦車」（凶駕）を中心に葬列が山陵に到着した（十月十三日埋葬）。山陵埋葬までの日数については、『資治通鑑』（卷二二六・唐紀・代宗・大曆十四年十月己酉）に「山陵但取七月之期」とあり、山陵埋葬までの期間を「七月」と記す。実際、約半年（二六九日）、足掛け七ヶ月の殯期間であった。『礼記』に記す礼制（天子崩じて七月にして葬る「礼器・第十」）が、唐代に於て遵守されていたことがわかる。さて、元陵では靈を載せた「玉輅」は吉帷の神座に安置し、「輜輦車」は山陵の凶帳に移り奠席を設ける。龍輜に載った梓宮は羨道を降り玄宮

内の御榻（長椅子）の褥上に安置されると、龍輦は退出。宝（皇帝御璽）・謚冊・哀冊・玉・幣を玄宮内の宝帳神座に奠き明器も陳ね、最後に玄宮を閉鎖し復土し、輜輳車・龍輦などを柏城内（陵域）で焼却する。御霊は「玉輅」に乗って山陵から戻り、再び太極殿上に奉安される。

〔21〕「虞祭」（埋葬から帰還後、殯の殿内で死者の魂を虞める儀式、神主に饌・醴斉を奠える）では、神主（先帝の位牌・桑主）を太極殿内神座の上に置き東に向け、皇帝は素服を着して神主に向かう。近侍に扶引され再拝し、礼儀使に導かれ饌前に醴斉を奠え、太祝が祝文を読み訖わると位に復す。皇帝は哭・再拝し、次いで太尉が重献・終献を訖えると、皇帝は哭して再拝する。礼が終わると皇帝は閤（宮中）に還る。太祝は神主を賈め帷門を閉じる。祝版は左延明門外で焚く。

最後に、〔22〕耐祭（神主を太廟に納める儀式―皇帝御せず有司撰事が行う）が十二月一日に行われた。代宗の神主を納める第九室を空け、栗主に「代宗睿文孝武皇帝神主」と墨書する。神主を玉輅に移し鹵簿は宗廟に向かい、栗主を第九室の座に置く。宗廟内の第

一室から順に各室毎に楽を奏し、裸礼・饗饌・献奠・撤饌・賜酢のち終了。桑主は廟殿北側の地中に埋める。耐廟の翌日、百僚・皇親など大明宮延英門にて皇帝へ弔慰奏上を行う。

以上、代宗の喪礼の様子を「大唐元陵儀注」から引用した。太極殿上の代宗の遺骸の前で徳宗は「柩前即位」し、更に埋葬までの殯期間中、遺骸の前で一六九日間（足掛け七ヶ月）も儀礼を齎行した。また、埋葬後も山陵から戻った神主（御霊）に対して太極殿上で哭・再拝・醴斉奠を行い、宗廟耐祭まで喪礼を営んだのである。ここには「殯」における死者との共存を喪葬儀礼の中心に据えて営む中国の特性があるように思う。日本が、殯期間を短縮して埋葬を早め、死者との共存を忌避して喪礼を体系化していったのとは、大きな相違といえよう。

#### おわりに

延暦二十四（八〇五）年に入唐した遣唐大使藤原葛野麻呂は、九代皇帝徳宗崩御と十代皇帝順宗即位に遭遇した。同年六月に帰国すると、皇帝の喪礼・即位に

ついで①素衣冠を着し承天門（太極殿南面中央）で死を悼む儀礼に参列したこと、②同日、皇太子が皇帝位に即位したこと、③二十七日にして吉に就いたことなどを報告した（『日本後紀』巻第十二・延暦二十四（八〇五）年六月八日）。即ち、葛野麻呂は皇帝の柩前即位・二十七日除服のことも知っており、また、ただちに徳宗を埋葬せず太極殿上で殯を行っていたことも承知していたと思われる。やがて、帰国した翌年（八〇六）の二月十六日に、葛野麻呂は春宮大夫に復帰し再び安殿皇太子（のちの平城天皇）に近侍した。そして、翌月の三月十七日、桓武天皇崩御の時を迎える。この時、葛野麻呂は坂上田村麻呂と共に、桓武天皇崩御寢殿から皇太子を東廂に移徙し、史上初めての「劍璽渡御の儀」を行ったのであった。

中国の喪礼では、皇帝（嗣皇帝）は礼儀使・内高品たちに「扶引され（扶け導かれ）」て、大行皇帝の柩の側近くで「柩前即位」を含む喪葬儀礼を行っていた。この点、葛野麻呂たちが、安殿親王を「固く請け扶けて殿より下りて東廂に遷し」、桓武天皇崩御殿から離れたこととは対照的である。同じ「扶」の文字を使い

ながら、皇帝と天皇の行為は「柩前即位」と「下殿」とに二分されたのである（拙稿「藤原葛野麻呂と劍璽渡御」『神道史研究』第六十五巻・第一號・平成二十九年四月一日、一〜三十四頁参照）。

既に、本稿では「大唐元陵儀注」で代宗の喪礼の様子を見てきたが、徳宗は代宗の長子であり嗣皇帝として喪礼に関わっていた。また、「大唐元陵儀注」を記載する『通典』は「杜佑の私撰書であるが、貞元十七（八〇一）年に献上されて宮中の書府に収蔵された。杜佑は貞元十九年に入朝して検校司空を拝し、徳宗崩御の際には冢宰を任されている。……更に順宗（徳宗の長子―引用者補）の冢宰を委ねられた杜佑は、当然のことながら徳宗の葬儀にも関わったことであろうし、その学識からして、徳宗送終のための新たな儀注を作成する際の中心的人物になった」（来村多加史『唐代皇帝陵の研究』学生社・二〇〇一年十一月、二五三頁）ともいわれている。故に、「大唐元陵儀注」の内容は、おおよそ、葛野麻呂が見てきた徳宗の喪礼内容とほぼ等しいと考えて良い。しかし、中国皇帝の喪礼・即位を見聞してきた葛野麻呂は、中国と同じ「柩前即



位」や「儒教の殯期間（七ヶ月）」を、桓武天皇の喪礼に生かすことはなく、「下殿」「下御」の行為を選択して「劔璽渡御」を行ったのである。こうして祭祀主体となる天皇（皇太子）と神器の神聖性が確保されたのは、既に、「吉凶判然意識」が百年以上も前から徐々に醸し出され、伝統として日本の地で育っていたためと考える。即ち、孝徳天皇崩御（六五四年）の頃から「殯・埋葬」を終え「即位」をするようになり、諒闇中の年末大祓・朝賀が停止となり（七〇二年）、「凶服期間」も設定され（七〇七年）、「服喪」と「即位」が明確に峻別された。特に、殯期間が「七日間」と短くなり（七二二年）、天皇親祭の祭りは停止され神祇官代行となった（七五六年）。服喪を終えて「服喪終了大祓」のち即位し（七七〇年）、やがて「諒闇終了朱雀門大祓」（八四〇年）も加わり、天皇喪礼は整齐されていったのである。一年服喪実現のためには、中国から「心喪」・「以日易月」・「倚廬殿渡御」等も受容したが、「柩前即位」は一度も受容されることはなかった。ここに至る精神的支柱は「吉凶判然意識」であったと思われる。

日本は、死者との共存を忌避して行くのに対して、中国は殯を「以日易月」適応外とし、儒教の礼制を遵守して喪葬儀礼の中心に据えたのである。そこには、梓宮に近侍する中国皇帝（嗣皇帝）と、崩御殿から去りゆく日本の天皇（皇太子）の対峙する姿が「殯」をおして見えてくる。

#### 註

(1) この「殯の短期化要因」として、「政治的皇権の不安定を解消するため」とも言われている（岸俊男「元明太上天皇の崩御―八世紀における皇権の所在―」『日本古代政治史研究』塙書房・一九六六（昭和四十二）年）。これも一つの要因であろうが、重要なことは、その時の政情によって流動的であった「喪礼」と「即位」・「祭祀」の関係を、「殯」を短期化することによって、それらの混在を忌避しようとする意識の存在である。政務の安定を実現するために、吉凶判然意識のもとに儀礼を整えることが急務であったといえよう。このことは、薄葬の精神を継承した女帝たちによって推進されたのである（拙稿



〔渡部〕「古代喪葬儀礼の研究―奈良時代における天皇喪葬儀礼の変遷―」『神道史研究』第四十巻・第二号・平成四年四月・四十四―四十八頁、参照。

尚、殯宮儀礼の主要素は、「令集解」（喪葬令）の「遊部」の所作から伺うことが出来る。即ち、「遊部、隔幽顯境、鎮凶癘魂之氏也、終身勿事、故云遊部、……凡天皇崩時者、比自支和氣等到殯所、而供奉其事、仍取其二人名称禰義余此也、禰義者、負刀、並持戈、余此者、持酒食、並負刀、並入内供奉也、……後及於長谷天皇崩時、而依磬比自支和氣、七日夜不奉御食、依此阿良備多麻比岐」とあり、遊部の仕事は、天皇大喪の殯所で幽顯の境を隔てて凶癘の魂を鎮め、禰義は刀を負い戈を持ち余此は酒食を持ち刀を負い、殯所の内に入って供奉している。つまり、死者への「鎮魂と供膳」がその中心であったといえよう。

ところで、元明上皇崩御時に殯期間が短縮したことから、従来のような殯宮儀礼は文武天皇崩御時を以て終焉し、その後は残存形態を留めたに過ぎない、といわれてきた（和田萃「殯の基礎的考察」『論集

終末期古墳』昭和四十八年。井上光貞『日本古代の王権と祭祀』昭和四十九年。参照）。しかし、以下の事例から、平安時代に於ても殯の主要素は素朴な形で継続していたと考える。

例えば、光孝天皇埋葬の日、素服を着し倚廬殿（諫閣中御在所）に移御した東宮に対して、「大行皇帝の御膳を誤って供した」と『日本紀略』は記す（仁和三（八八七）年九月二日）。また、後一条天皇の遺詔には「暫く喪事を秘し如在の儀を以てす」（『日本紀略』長元九（一〇三六）年四月十七日）とあり、在位中の崩御でありながら讓位の形をとり「上皇としての喪礼」を行った。故に、天皇の御在処である皇居内に殯殿を設けることは出来ず、皇居外の上東門院（後一条天皇生母）の第・東対を「殯殿」とし（『左経記』、ここから葬列が出立したのである）。

（2）八世紀初頭に成立した令文を見ると、『養老令』（巻第二）に諸陵司・喪儀司の職掌として「喪葬凶礼」・「凶事の儀式」を記載する。又『令集解』（巻四・職員令）に引用する「古記」（大宝令の注釈）に「凶事儀式」という言葉を記す。故に、養老令成立時（養老二（七

一八)年)及び、大宝令成立時(大宝元(七〇二)年には、喪葬を「凶事」の類と見ていたことがわかる。少なくとも八世紀初頭、「喪葬凶礼」と云う知識は既に存在していたと云えよう。

(3) 後漢末の儒学者鄭玄は斬衰三年を二十七月(足掛け三年の二十五ヶ月目に大祥、なか一月空けて翌々月の二十七ヶ月目に除服の祭り(禫祭)を行い、吉服に戻り喪明けを迎える)と理解した。また後漢霊帝期の学者・応劭は「以日易月」説を提唱し、喪紀短縮を願う者たちに受容されて行く。

(4) 中国の殯宮儀礼の場は主に太極殿であったが、日本は当初、庭上仮設の建物を殯宮とし、殯が短くなるに殿内を殯殿とするようになった。この殿上の場合、内裏内の天皇御在処がそれに当てられたと思われる(上皇崩御の場合を除く)。そして日本では、元正朝賀・告朔・任官授位・賜宴、更に即位及び神嘗祭奉幣(神宮遙拝)の場として機能していた「太極殿」を、ついに殯宮として使用することはなかった。一方、中国の「太極殿」は、月毎の朔望(一日・十五日)に朝儀を行う「中朝」の機能を持っていたが、更に、

喪葬儀礼(殯)の場であると同時に柩前即位・神主奉安の場でもあった。つまり、儀礼執行の場に視点をあてるなら、中国では朝儀・嘉礼・凶礼の場が同じであったが、日本ではそれらは共存せず明確に区分されていたのである。

(5) 黄腸題湊の構造・目的について、来村多加史氏は「同じ長さの角材を縦横に積み重ね、木口を揃えて壁面を作ることを「黄腸題湊」といい、その実例は前漢時代の大型墓から少なからず発見されている。『漢書』卷六八「霍光伝」の蘇林注に「柏木の黄心をもつて棺外に累を致す。故に黄腸と曰う。木頭、皆、内を向く。故に題湊と曰う」とあり……黄腸題湊は前漢時代の葬制であり……漢代以後は、墓室の黄腸題湊は消滅するのだが、殯における題湊の櫛は、建て続けられた。なぜならそれは実用的な働きをもっていたからである。……つまり、白泥で櫛を塗り囲めるのは、火災から梓宮を守るためである」(『唐代皇帝陵の研究』学生社・二〇〇一年十一月、三六二〜三六四頁。圈点―引用者補)と説明する。

尚、『後漢書』礼儀志の大喪次第の項目にも、「埋

葬の日を占う。又、羨道の防水処置を行ない、黄腸題湊（棺の周囲をめぐらし外界と遮断する装置で本来は柏木で作り漢代は石材に変化した）・便房（死者の魂の休息所）を作る」とあり、もともと、黄腸題湊は陵墓内で使われていたもので、槨外周を囲んで槨を保護、固定する働きをしていた（『漢代皇帝の喪葬儀礼の変遷』『明治聖徳記念学会紀要』復刊第九号・平成五年八月・二十三頁、参照）

(6) 唐代以前に「殯」を行っていたことは、以下の史料からわかる。例えば、「夏后氏殯於東階之上」、「殷人殯於兩楹之間」、「周制、殯於西階之上。天子柏槨以端、方尺、長六尺、題湊四注、題湊、謂頭相湊聚也。合上如屋、畫塗之。君殯用輜、櫬至於上、畢塗屋」（『通典』卷八十五）とあり、また、「天子七日にして殯し、七月にして葬る」（『礼記』王制）とある。

この他、古代中国の史料には、後漢の五代殤帝（一〇六年）が崇徳前殿で殯を行ったこと（『後漢書』）、魏の初代文帝（二二六年）も崇華前殿で殯を行い（『三国志』魏書）、二代明帝（二二九年）も二十七日間殯を九龍前殿で行い（『魏書』）、西晋の初代武帝（二

九〇年）が周制に倣い太極殿西階で二十三日の殯を営み（『通典』卷七十五・卷八十五）、陳の初代武帝（五五九年）は太極殿西階で殯礼を行い（『陳書』資治通鑑』卷一六七）、北斉の初代文宣帝（五五九年）も太極前殿で殯礼を行い（『北斉書』卷四）、隋の初代文帝（六〇四年）は大興前殿で殯を行った（『北史』卷十二）。但し、「殯」を行った日付、櫬宮作製、啓殯の様子を伝えるのは、この「大唐元陵儀注」が最も詳しい。

(7) 代宗と政務の関わりについて、「小祥までは皇帝の政務は控えられ、小祥以後はある程度政務が執行されるようになるが、それが本格化するのは大祥が済んだ後である」。また、「太極殿上の攢宮を開けて梓宮を取り出す啓殯の十日前から山陵（埋葬）の当日まで、皇帝は政務を見ない」（『大唐元陵儀注新釈』二十四頁）と指摘するように、喪礼期間中の政務は、やはり制約を受けざるを得ない。足かけ三年（二十五ヶ月）にも及ぶ服喪が「以日易月」によって、二十五日に短縮されることは、安定した皇帝の政務遂行の為には必要であったといえよう。

(8)

殯の期間は「山陵を作るための期間」であり、七ヶ月前後を要したと考えることもできる。しかし、死穢との共存を忌避する考えがあるなら、殯期間短期化のため伝統的な「寿陵」を取り入れることも可能であったと思われる。にもかかわらず、七ヶ月殯を行うということは、ここに「殯」における死者との共存を喪葬儀礼の中心に据えて営む中国唐代の特性があつたと考える。

寿陵については、『史記』趙世家、趙の肅侯十五年（前三三五）の条に「寿陵を起す」とあり、前漢の五代文帝（前一八〇～前一五七年）も寿陵（霸陵）を造営し、後漢の二代明帝は「帝、初めて寿陵を作る」（『後漢書』卷二・明帝本紀）とあるように、天子は即位の翌年には寿陵を営んでいた（天子即位明年、将作大匠、營陵地）（『後漢書集解』）。魏の初代皇帝文帝（二二〇～二二六）も寿陵（首陽陵）を、北魏の六代孝文帝（四七一～四九九）も寿陵（長陵）を造営した。また、唐代の寿陵は、太宗の昭陵・玄宗泰陵などが有名である（寿陵については、『中国皇帝陵の起源と変遷』楊寛著・学生社・昭和五十六

年に詳しい）。

尚、中国における吉凶判然意識について考えておきたい。『通典』（大唐元陵之制）卷五十二・礼十二・吉礼十一・喪廢祭儀）では、代宗崩御（大曆十四（七七九）年五月二一日）から殯の儀式（五月二六日）までの間に定例の皇地祇の祭祀（有司撰事）を行うべきかの議論がなされている。監察御史張朔は行うべきと主張し、礼儀使顔真卿は諸事情を鑑みて拳祭は困難であると説き、結局、皇地祇の祭祀（方丘）は取り止めとなった。その顔真卿の主張の要点は、①崩から殯までは「有事」（葬礼の最中）と解釈されるので郊廟・社稷の祭祀を行うことはできない、②「成服」すなわち喪服を着たまま吉礼の祭祀（方丘）は行えない、③徳宗皇帝は既に柩前即位（五月二十三日）を済ませたとはいえ、父代宗を亡くした哀しみのために目下朝政も太廟への即位報告（告廟）も行える状況にない、という三点にあった（『大唐元陵儀注新釈』三十九頁、参照）。この故に、唐代皇帝の喪葬儀礼においても、吉凶判然意識は少なからず存在したことを付言しておく。